平成２１年（フ）第１４６号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1180番地２
破産者　桃木野惠子
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
鹿児島県伊佐市大口里2989番地４　朝日団地４―205
破産者　野間　秀明
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
青森市大字新城字平岡408番地29―Ｄ号、破産手続開始決定時の住所青森市大字三内字沢部369番地16
破産者　松浦　健一
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
宮城県柴田郡柴田町大字上川名字梅沢76番地
破産者　加藤　正次
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４８６号
埼玉県熊谷市柿沼868番地19
破産者　佐野　貞一
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８２号
埼玉県熊谷市上之1100番地143
破産者　鶴田佳津美
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３０６号
横浜市金沢区並木２丁目７番７―604号
破産者　稲本　　崇
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０７号
横浜市金沢区並木２丁目７番７―604号
破産者　稲本　　要
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０４４号
横浜市都筑区荏田南５―23―24、住民票上の住所横浜市港北区新吉田東５丁目11番８号
破産者　駒田　敏幸
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０３号
横浜市旭区市沢町1056番地１
破産者　内田　真幸
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２８号
神奈川県藤沢市下土棚223番地の１
破産者　井村　利夫
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７２号
福井県鯖江市神明町２丁目７番９号
破産者　武田　秀樹
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
福井市新田塚２丁目58番17号
破産者　村田鉄建工業こと　村田　直幸
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３号
福井県敦賀市砂流40号２番地の９櫛林
破産者　岡田　文誉
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第５号
福井県敦賀市公文名18号22番地の１
破産者　伊藤　昌浩
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第６号
福井県敦賀市公文名18号22番地の１
破産者　伊藤　晃子
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第６３４号
静岡県浜松市北区細江町気賀2177番地の２
破産者　加藤　明美
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
静岡県浜松市北区細江町気賀2177番地の２
破産者　加藤　好子
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２２５７号
京都市上京区丸太町通千本東入中務町491番地44―1014畑中601号
破産者　早瀬　達美
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県明石市藤江1861―28
破産者　西島　俊夫
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係